

新得町各種支援制度 ハンドブック

新 得 町

目 次

地域振興・町づくり分野

○子育て及び定住支援制度	P 1
○持家等住宅建築促進制度	P 1
○空き家活用促進制度	P 2
○定住住宅建設促進制度	P 2
○住宅用太陽光発電システム導入費補助	P 3
○ブロードバンド条件不利地地域支援事業	P 3
○夢基金	P 4
○地域コミュニティスポーツ振興事業	P 4

産業振興分野

○中小企業融資制度	P 5
○地域振興事業補助金	P 5
○中小企業融資資金利子等補給	P 6
○商工業活性化事業補助	P 7
○農商工連携推進事業補助金	P 8
○チャレンジショップ事業	P 8
○勤労者共済制度加入奨励事業	P 9
○新規就農者支援	P 9
○新規就農・農地流動化資金利子補給	P 10
○畑作・野菜振興対策事業	P 10
○畑作労働支援体制確立事業	P 10
○有機質還元事業	P 11
○環境保全型農業直接支援対策事業	P 11
○有害鳥獣防除柵等設置事業補助	P 11
○農業振興資金貸付	P 12
○自力草地更新事業	P 12
○家畜伝染病等疾病予防推進事業	P 12
○家畜特定疾病発生農家支援互助制度	P 13
○黒毛和種優良繁殖牛導入支援事業	P 13

○新得地鶏飼養施設整備補助事業	P 13
○農村環境整備事業農家住宅等周辺舗装設置費補助	P 14
○森林整備担い手対策事業	P 14
○林業振興資金貸付	P 14

教育・文化・スポーツ分野

○新得高等学校通学費補助	P 15
○新得高等学校在校生下宿代補助	P 15
○新得高等学校奨学金支給	P 15
○新得高等学校支援事業大学等進学者入学資金補助	P 16
○新得高等学校支援事業普通自動車運転免許取得補助	P 16
○新得町入学資金貸付	P 16
○文化活動におけるコンクール等参加費助成	P 17
○新得町スポーツ大会参加費助成	P 17

環境・緑化・景観分野

○廃屋解体撤去事業補助	P 18
○合併処理浄化槽設置整備事業補助	P 18
○民有林振興事業補助	P 19

保健・医療・福祉分野

○乳幼児医療費助成	P 20
○未熟児養育医療	P 20
○ひとり親家庭等医療費助成	P 20
○重度心身障がい者医療費助成	P 21
○特定健診	P 21
○各種がん健診事業	P 22
○PETがんドック検診費用補助	P 22
○脳ドック健診	P 23
○乳がん、子宮がん健診費用助成	P 23
○妊婦健康診査	P 24
○特定不妊治療費助成	P 24
○新得高校骨粗しょう症健診	P 25

○インフルエンザワクチン予防接種助成	P 25
○肺炎球菌ワクチン予防接種助成	P 25
○結核検診費用補助	P 26
○肝炎ウィルス検査費用助成	P 26
○エキノコックス症検診費用助成	P 26
○振動障害特殊健康診断助成	P 27
○乳幼児歯科検診・フッ素塗布補助事業	P 27
○集団フッ素塗布	P 27
○成人歯科検診	P 28
○妊婦歯科検診	P 28
○医療体制確保支援補助事業（医療確保対策支援）	P 28
○医療体制確保支援補助事業（入院病床確保支援）	P 29
○医療体制確保支援補助事業（医療施設及び機器等支援）	P 29
○保健・医療・福祉資金貸付金	P 30
○通院バス交通費補助	P 30
○通所費補助制度	P 30
○子ども発達支援センター通室費補助制度	P 31
○パパママサポート事業	P 31
○障がい児日中一時支援事業所運営補助	P 32
○身体障害者運転免許取得費補助	P 32
○身体障害者自動車改造費補助	P 33
○介護サービス利用者負担軽減事業費補助金	P 33
○高齢者見守りふれあい支援員事業	P 34
○成年後見制度利用促進支援事業 市町村長申し立て制度	P 34

平成25年5月発行

編集：新得町役場地域戦略室地域戦略係

TEL：0156-64-0521 内線142

FAX：0156-64-4013

E-mail：chisen@town.shintoku.

Hokkaido.jp

【地域振興・町づくり分野】

制 度 名	子育て及び定住支援制度	
内 容	町が分譲している「しらかば台団地」又は「上サホロ団地」の分譲地購入時に小学生以下の子どもを有し、分譲地購入後2年以内に一定規模以上の住宅等を建築した者に助成をします。(子育て及び定住支援補助金交付要綱による)	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の子どもを有し、分譲地購入後2年以内に住宅を建築する者。 ・町税及び使用料等を完納されていること。 ・国、道及び町等の行う事業により、移転補償又は補助を受けていないこと。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ()
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の子どもが1人の者 50万円 ・小学生以上の子どもが2人以上の者 100万円 ※施工業者が町外業者の場合は上記の6割 ※分譲価格を上回る場合は、分譲価格	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	総務課 契約管財係 電話：0156-64-5111 (内線) 118	
ホームページ	http:// www. shintoku-town. jp/kurashi/sumai/jyosei/bunjousokusin	

制 度 名	持家等住宅建築促進制度	
内 容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に住宅等を建築した場合に、「お祝い金」と固定資産税相当分を3年間助成します。 なお、「お祝い金」は町内商品券マイルチケットにより交付します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の所有者であること。 ・国、道及び町などが行う事業により、移転補償又は補助を受けていないこと。 ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。 ・住宅の建築に対する他の助成制度を受けていないこと。 ・「お祝い金」の支給時及び固定資産税の課税基準日(各年の1月1日)に町内に住民登録をしていること。
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ()
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・建築施工が町内業者の場合 50万円 ・建築施工が町外業者の場合 30万円 ・各年度固定資産税相当分(建築後3年間) 	
申 請 期 間	建築着工から完成までの間	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 (内線) 142・143	
ホームページ	http://www. shintoku-town. jp/kurashi/sumai/jyosei/mochiie	

【地域振興・町づくり分野】

制 度 名	空き家活用促進制度	
内 容	町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、若しくは空き家を購入し改修を行う場合に、奨励金を交付します。なお、奨励金は町内商品券スマイルチケットにより交付します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。 ・住宅の所有者であること。 ・次の条件のどちらかを満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ①空き家を改修して他人に賃貸する方 ②空き家を購入し、1年以内に改修する方
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	20万円又は30万円	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工が町内業者の場合 対象費用の30%（上限30万円） ・工事施工が町外業者の場合 対象費用の20%（上限20万円） 	
申 請 期 間	工事着工前に申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai/jyosei/akiiekatsuyo	

制 度 名	定住住宅建設促進制度	
内 容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に賃貸住宅を建設した場合に、住宅建設者に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。 ・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。 ・10年間賃貸住宅の用に供すること。
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	上限はなし。但し、従業員用住宅として1戸建ての住宅を建築する場合は、200万円～300万円を上限とします。	
補 助 率	床面積3.3㎡当たり10万円～15万円	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	建設希望者と新得町が事前協議・調整を行った上で、申請された事業を町長が認定したとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai/jyosei/teijujutaku	

【地域振興・町づくり分野】

制 度 名	住宅用太陽光発電システム導入費補助	
内 容	太陽光を利用した発電システムの導入を促進し、再生可能エネルギーの拡大とともに環境負荷の低減を図るため、住宅用太陽光発電システムの導入に対し、費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する者（住所を有する予定者も含む） ・ 町に納付すべき公金を完納されていること。 ・ 補助金を交付する年度の1月末までに設置すること。 ・ 補助対象のシステムを備えた住宅を購入する場合は、申込み年度に売買契約を結び、当該年度の1月末までに購入すること。 ・ 自己所有でない住宅に対象システムを設置する場合は、住宅所有者の承諾を得ていること。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	20万円	
補 助 率	発電出力1kw当たり5万円	
申 請 期 間	工事着手前に申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai/jyosei/solar	

制 度 名	ブロードバンド条件不利地域支援事業	
内 容	町内におけるブロードバンド条件不利地域のインターネット利用環境を向上させるため、衛星を利用したインターネット機器を導入する場合初期費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有している、又は、事業開始までに町内に住所を有すること。 ・ 町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。 ・ 機器を導入することで、導入前の通信速度と比較し速度の向上が見込めること。 ・ 導入前の通信速度が下り2.0Mbps未満であること。
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	28万3千5百円	
補 助 率	機器の初期導入費用のうち上限額以内	
申 請 期 間	機器設置後、申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai/jyosei/eisei	

【地域振興・町づくり分野】

制 度 名	夢基金	
内 容	地域おこし事業、地場産業の振興、人材育成、その他地域の活性化につながる事業に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に住所を有し個性的なふるさとづくりに意欲ある個人及び団体
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	100万円	
補 助 率	2/3以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	夢基金運営委員会において申請内容を審査し、適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 住民活動係 電話：0156-64-0528 （内線）156	

制 度 名	地域コミュニティスポーツ振興事業	
内 容	スポーツをとおして地域のコミュニケーションを図るため、地域的な組織が自ら企画・運営するスポーツ・レクリエーション事業（地域的又は全町的な範囲で町民が参加対象の事業）に対し助成します。（「地域的」とは複数町内会、「全町的」とは地域に留まらず町全体、「地域的な組織」とは事業推進のため各々の町内会において承認を得た推進組織のこと）	
対 象 者	要綱等	対象事業を実施する地域的な組織
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	10万円	
補 助 率	3分の2	
申 請 期 間	事業実施後。（事業実施の概ね10日前までに事業計画書・予算書の提出が必要）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課社会体育係 電話：0156-64-0532 （内線）212	

【産業振興分野】

制 度 名	中小企業融資制度	
内 容	中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、信金に町資金7千万円を原資として預託し、3倍枠の2億1千万円限度に行う融資事業です。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・本町において独立した事業所（店舗）を有し、同一事業を引き続き1年以上経営している者 ・町税を完納している者 ・その他要綱に規定する特例に該当する者
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	運転資金、設備資金共に 1号資金 1企業者 貸付金額500万円以内 貸付期間 60ヶ月以内 2号資金 1企業者 貸付金額1000万円以内 貸付期間120ヶ月以内	
申 請 期 間	随時 融資の申込先は新得町商工会	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	

制 度 名	地域振興事業補助金	
内 容	新規事業の開始、または事業の拡大をするもので、産業の振興と町経済の発展に寄与する事業として認められ、かつ現状の雇用人数以上の確保が見込まれる事業で、補助対象となる設備投資額が1,000万円以上の事業に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人又は法人等 ・新規に町内で事業を開始する個人又は法人等 ・町税等を完納していること
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1事業5,000万円、若しくは設備投資額の50%を限度 ※補助金の申請は1事業者につき1回	
補 助 率	1. 設備投資額の35%以内。農商工連携の場合5%を加算。 2. 補助対象事業の開始に伴う雇用者1名につき50万円を加算。 3. 新築又は拡充分の固定資産税相当額を限度に助成	
申 請 期 間	随時※事業に着手する日の60日前までに事業計画書等の提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	

【産業振興分野】

制 度 名	中小企業融資資金利子等補給	
内 容	中小企業の育成振興を図るため、中小企業者が事業資金として金融機関から借入れたことによって生ずる利子及び保証料に対し補給金を交付します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の貸付金の返済が期日内に終了した者 ・ 町税及び使用料等を完納している者 ・ その他要綱に規定する者
	区 分	<p>補給対象となる制度資金は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新得町中小企業融資制度資金 2. 日本政策金融公庫融資資金 3. 北海道中小企業総合資金融資資金 4. 商工貯蓄共済融資資金 5. その他町長が認めた融資資金
上 限 額	利子補給金の対象融資金額は3,000万円以内	
補 助 率	<p>利子補給金</p> <p>(1) 運転資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が1パーセントを超えるとき3パーセントを上限とする</p> <p>(2) 設備資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が0.5パーセントを超えるとき3パーセントを上限とする。</p> <p>保証料補給金</p> <p>(1) 運転資金の保証料補給金は、支払った保証料の2分の1を上限とする。</p> <p>(2) 設備資金の保証料補給金は、支払った保証料の3分の2を上限とする。</p>	
申 請 期 間	年度末に申請書を送付	
決 定 時 期	申請内容を審査し、4月中に決定する	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 (内線) 136	

【産業振興分野】

制 度 名	商工業活性化事業補助	
内 容	商工業の活性化を図るため、町内で新規開店・空き店舗・空き家活用や店舗の新築・増改築、集客力を高めるための設備投資に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人及び法人等若しくは、新規に町内で事業を開始する個人及び法人等で事業開始までに住所等を有するもの ・町税等が完納されていること
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗取得～取得費、改修費 400万円 ・店舗賃貸～改修費 250万円、賃貸料 5万円/月 ・後継者支援～利子補給、保証料 400万円 ・商工業者支援～設備投資 400万円 	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開店、空店舗等活用 <ul style="list-style-type: none"> 店舗取得の場合 店舗に係る固定資産税相当額（5年間） 取得費（土地含む）、改修費の30%以内 賃貸の場合 店舗改修費の1/2以内 店舗に係る月額家賃の7/10以内（2年間） ・後継者支援 <ul style="list-style-type: none"> 店舗の新築、増改築、模様替えのために借り入れた資金の利子補給 2/3（7年間）、保証料分 設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内 ・商工業者支援 <ul style="list-style-type: none"> 設備投資額の30%以内 設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内 	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522（内線）136	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/shigoto/kigyou	

【産業振興分野】

制 度 名	農商工連携推進事業補助金	
内 容	町内の農林漁業者と商工業者とが連携して豊富な農林水産物等の地域資源を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業への取組に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	・ 町内の農林漁業者、商工業者 ・ 農林漁業者や商工業者で構成される任意の組織等
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1. 施設等整備事業 1事業者当たり限度額 200万円 2. 商品化推進事業補助 1事業者当たり限度額 30万円 3. 地域ビジネス推進事業 1事業者当たり限度額 30万円	
補 助 率	補助対象経費の1/2以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	

制 度 名	チャレンジショップ事業	
内 容	町内で新たにスイーツ業種での起業を目指す方のために、試験的に営業する店舗及び基本的設備の貸出し、貸出し期間中の事業費に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	・ 町内に住所を有する者又は事業開始時に町内へ転入する予定の者 ・ 町税等を完納している者 ・ 主として菓子小売業を営む者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助上限額 50万円	
補 助 率	備品購入費及び備品リース代等にかかる経費の1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請があった後、審査会の意見を聴いて町長が適当と認めた時	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/shoukai/oshirase/challenge_shop	

【産業振興分野】

制 度 名	勤労者共済制度加入奨励事業	
内 容	町内の中小企業に就業する従業員等の福祉の増進を図るため、財団法人とかち勤労者共済センター「あおぞら共済」への加入を奨励するため、共済会費の一部について加入した事業主へ助成します。（町民分のみ）	
対 象 者	要綱等	町内に事業所を有する者で、町内に住所を有する従業員等のあおぞら共済加入に係る会費を納付した事業主
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	なし	
補 助 率	共済加入に係る会費の1/2以内 3年間	
申 請 期 間	年度末	
決 定 時 期	申請内容を審査し、4月中に決定	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	

制 度 名	新規就農者支援	
内 容	新たに農業を営もうとする者に対し、新規就農一時金の補助及び新規就農資金を貸付します。	
対 象 者	要綱等	新たに個人で農業を営もうとする者及び2名以上で農業を共同で営もうとする者
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<p>新規就農一時金</p> <p>畑作経営：100万円（年額） 3年間</p> <p>肉牛経営：100万円（年額） 3年間</p> <p>しいたけ経営：50万円（年額） 2年間</p> <p>酪農経営：搾乳牛（初妊）10頭</p> <p>就農支援資金（償還年限：10年以内（内据置3年以内）、利率：無利子）</p> <p>畑作経営： 500万円 野菜経営： 300万円</p> <p>酪農経営：1,000万円 肉牛経営：1,000万円</p> <p>しいたけ経営：300万円</p> <p>農地保有合理化事業等から貸付を受けた場合、賃借料の1/3を補助：年70万円上限</p>	
補 助 率	上記定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を新規就農者認定委員会で審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

【産業振興分野】

制 度 名	新規就農・農地流動化資金利子補給	
内 容	町内で新たに農地を購入し農業開始する者及び農業委員会のあっせん等により農地を購入する農業者へ新得町農業協同組合が貸し付ける資金に対し利子補給をします。	
対 象 者	要綱等	新得町農業協同組合
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
上 限 額	限定なし	
補 助 率	貸付利率から2.5%を減じた利率の1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 (内線) 125	

制 度 名	畑作・野菜振興対策事業	
内 容	てん菜及びにんじんの生産について、技術対策の実施や町の平年反収割合に応じて増加した場合に助成します。 交付先は対象作物の生産者に対して奨励補助金を支出した新得町農業協同組合とします。	
対 象 者	要綱等	町内居住者で自己所有地及び借地において、てん菜：1ha以上にんじん：0.2ha以上作付けする個人、法人及び団体
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ()
上 限 額	規定による	
補 助 率	1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 (内線) 125	

制 度 名	畑作労働支援体制確立事業	
内 容	農業の生産基盤強化を図るためにはコントラシステムの構築が必要であることから、システム確立の契機としてそ菜生産作業に対し支援を行います。 <支援内容> ・にんじん：パオパオ被覆、新規作付者に対する支援 ・野沢菜、ブロッコリー：収穫作業に対する支援	
対 象 者	要綱等	新得町農業協同組合
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 (内線) 125	

【産業振興分野】

制 度 名	有機質還元事業	
内 容	町内で生産された堆肥を購入し畑地に還元する場合、堆肥購入・運搬経費に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	畑作（野菜）専業農家、畑作（野菜）と酪農等の複合農家
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	2 / 3	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線 125）	

制 度 名	環境保全型農業直接支援対策事業	
内 容	農業分野においても生物多様性保全等への貢献が重要であることから、農業者等が化学肥料・化学合成農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止を目的とした生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に助成します。	
対 象 者	要綱等	販売を目的として生産を行う農業者（法人・農業者グループ含む）
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	4,000円/10a	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	6月末	
決 定 時 期	申請内容を審査し、1月頃決定する	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

制 度 名	有害鳥獣防除柵等設置事業補助	
内 容	エゾシカ等の耕作地への侵入による農作物被害防止のため、電気柵等の必要な機器の設置に係る経費に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に居住し農業を営む個人、法人及び団体 組合員に対し助成をする新得町農業協同組合
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	25万円	
補 助 率	1 / 4	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

【産業振興分野】

制 度 名	農業振興資金貸付	
内 容	農業機械施設整備、土地改良、農地取得、家畜購入等の事業に対し、資金を貸付します。	
対 象 者	要綱等	農業者及び生産等を集団的に行うことを目的とした農業者の組織する団体
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1経営体 500万円以内、農業者の組織する団体については1,000万円以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

制 度 名	自力草地更新事業	
内 容	粗飼料自給率の安定確保と、適期更新による牧草の生産力と栄養価の向上を目的に、事業対象者が所有する町内の土地及び借地のうち5年以上経過した草地に、補助事業によらず播種を実施した費用に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	家畜及び畜産物の売買により生計を営んでいる者
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	草地整備面積 10a あたり 2000円	
申 請 期 間	5月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、12月に決定する	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

制 度 名	家畜伝染病等疾病予防推進事業	
内 容	日常的な衛生意識向上と予防措置推進を図り、家畜伝染病等疾病の発生を防止するため、畜舎内外の消毒に必要な衛生資材・用品を購入した費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	農業生産活動に供するために、家畜伝染病予防法に定められた対象家畜を飼養している者
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

【産業振興分野】

制 度 名	家畜特定疾病発生農家支援互助制度	
内 容	伝染性のある家畜特定疾病の発生からの生産体制及び経営の早期立て直しを目的に、該当農家を実施した予防、まん延防止等の対策費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	新得町酪農防疫互助会
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定無し	
補 助 率	規定を基に互助会で決定された支援経費の1/3	
申 請 期 間	3月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、3月に決定する	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

制 度 名	黒毛和種優良繁殖牛導入支援事業	
内 容	黒毛和種肉用牛飼養農家の繁殖牛群を優良血統に改良し、生産基盤の強化と安定化を図ることを目的に、優良血統の繁殖牛を導入した費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	新得町和牛振興会
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率の範囲内	
補 助 率	優良血統繁殖牛の市場導入費用の1/4	
申 請 期 間	3月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、3月に決定する	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

制 度 名	新得地鶏飼養施設整備補助事業	
内 容	新得地鶏を新たな特産品として知名度向上、新たな産業化を図ることを目的に、新得地鶏の飼養施設・設備の整備費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に居住し、自己が所有する土地及び借地において、新得地鶏を飼育しようとする個人、法人及び団体
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	500万円	
補 助 率	飼養施設・設備整備費用の1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

【産業振興分野】

制 度 名	農村環境整備事業農家住宅等周辺舗装設置費補助	
内 容	農家住宅及び周辺等の舗装化に伴う費用に対し助成します。 (H25事業終了)	
対 象 者	要綱等	町内在住の農業経営者(個人・団体・農業生産法人)
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他(上記に準じている と町長が認めた者)
上 限 額	基準額	アスファルト舗装～ 6,700円/㎡ コンクリート舗装～ 13,000円/㎡
補 助 率	30%以内	
申 請 期 間	4月～12月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 耕地係 電話：0156-64-0525 (内線) 130	

制 度 名	森林整備担い手対策事業	
内 容	道の森林整備担い手対策事業の掛け金を負担している事業者に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	森林整備担い手対策事業の掛け金を負担している事業者
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()
上 限 額	230日	
補 助 率	80円/日	
申 請 期 間	1月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課林務係 電話：0156-64-0525 (内線) 129	

制 度 名	林業振興資金貸付	
内 容	新得町の林業振興上適切な事業等に対し必要な資金を貸付します。	
対 象 者	要綱等	町内に住所を有している個人、団体、事業所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()
上 限 額	造林	300万円(60万円/ha)
	育林	200万円(8万円/ha)
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課林務係 電話：0156-64-0525 (内線) 129	

【教育・文化・スポーツ分野】

制 度 名	新得高等学校通学費補助	
内 容	新得高校に通学する生徒の保護者に（片道5km以上）に対し、通学に利用する交通機関の運賃相当分を助成します。	
対 象 者	要綱等	新得高校に通学する生徒の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	JR、バス等運賃相当額の補助（2路線利用の場合は主要路線のみ対象）	
補 助 率	運賃相当額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kyouiku/kyouiku/shintokukoukou	

制 度 名	新得高等学校在校生下宿代補助	
内 容	新得高校に在学する生徒が下宿をする場合、下宿代に対して助成します。	
対 象 者	要綱等	町内にある下宿業を営んでいるところへ入居する生徒の保護者（親族が経営する下宿の場合は除く）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	月額 2万5千円以内	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kyouiku/kyouiku/shintokukoukou	

制 度 名	新得高等学校奨学金支給	
内 容	新得町内から新得高校に通学、在学する者で、学業等成績等が良好な生徒に対し、奨学金を支給します。	
対 象 者	要綱等	新得町内の中学校卒業者で新得高校に在学する生徒保護者（前年度の町内中学卒業者で、学校長から推薦された者）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	月額9600円支給（入学月は15,250円）	
補 助 率	同上の定額	
申 請 期 間	町内中学校卒業者を対象する年度。（中学校長からの推薦が必要）	
決 定 時 期	申請内容を入学資金審査会で審査し、適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kyouiku/kyouiku/shintokukoukou	

【教育・文化・スポーツ分野】

制 度 名	新得高等学校支援事業大学等進学者入学資金補助	
内 容	新得高校に在学する生徒が卒業後、学校教育法に定める大学及び専修学校に入学をする際の入学資金の一部について生徒の保護者に助成します。	
対 象 者	要綱等	新得高校に在学し、卒業年度の翌年度に大学等に進学する生徒の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	4年生以上の大学～25万円以内 2年生以上の大学～20万円以内 専修学校 ～10万円以内	
補 助 率	補助額は実際に支払う入学資金の範囲内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査後、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kyouiku/kyouiku/shintokukoukou	

制 度 名	新得高等学校支援事業普通自動車運転免許取得補助	
内 容	新得高校に在学する生徒が、新得モータースクールにおいて普通自動車免許を取得する場合、助成します。	
対 象 者	要綱等	新得高校に在学する生徒の保護者（新得モータースクールでの免許取得に限る）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	3万円定額	
補 助 率	3万円定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kyouiku/kyouiku/shintokukoukou	

制 度 名	新得町入学資金貸付	
内 容	新得町内に居住し、大学及び専修学校の専門課程（2年以上）に入学をする際に必要とする資金を保護者に貸付します。	
対 象 者	要綱等	新得町内に居住し、かつ大学等に進学する生徒の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50万円	
補 助 率	50万円以内	
申 請 期 間	貸付年の1月末	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	

【教育・文化・スポーツ分野】

制 度 名	文化活動におけるコンクール等参加費助成	
内 容	文化活動における全道・全国規模のコンクール等への参加者及び引率者に対し、交通費、宿泊費及び参加料を助成します。	
対 象 者	要綱等	町内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒並びに引率者。ただし、町外の団体に所属して出場とする場合は対象となりません。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区予選等において出場権を得て全道大会以上に出場する場合 ・・・対象経費総額の 100% ・ 地区予選のない全道大会以上に出場する場合・・・対象経費総額の 50% 	
申 請 期 間	出発日の 10 日前まで	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課 社会教育係 電話：0156-64-0532 （内線）214	

制 度 名	新得町スポーツ大会参加費助成	
内 容	スポーツ基本法に基づき参加出場する各種大会等にかかる経費について助成します。	
対 象 者	要綱等	新得町内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒並びに引率者とする。ただし、町外の団体に所属して出場する場合は対象となりません。また、引率者は、監督及びコーチといった立場の者に限ります。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区予選等において全道大会以上の出場権を得た個人及び団 ・・・対象経費実費の 100% ・ 地区予選のない全道大会以上に出場する個人及び団体 ・・・対象経費実費の 50% 	
申 請 期 間	大会終了後 10 日以内（大会参加前に参加計画書を提出し、認定を受けることが必要）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課社会体育係 電話：0156-64-0532 （内線）212	

【環境・緑化・景観分野】

制 度 名	廃屋解体撤去事業補助	
内 容	<p>町内の老朽化した空家の解体・撤去費に対し補助金を交付します。 （下記の全てに該当すること）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人所有住宅及び付属建物（車庫・物置）の用途を有さなくなったもの 2. 解体業者は、町内業者とする。 3. 解体撤去後は跡地利用計画があるか、又は常に清潔に管理されること 4. 公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助がないもの 5. 単なる家屋等の建て替えの解体は対象外 6. 事業の用に供していた家屋等でないこと 7. 補助申請時に6カ月以上居住していないこと 8. 建築後概ね25年以上経過していること 9. 町税等を完納していること 	
対 象 者	要綱等	個人の家屋等の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50万円	
補 助 率	1㎡当たりの撤去費用の上限価格を5,500円とし、解体撤去費の2分の1	
申 請 期 間	解体撤去前	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課生活環境係 電話：0156-64-0528 （内線）158	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai/jyosei/haiokukaitai	

制 度 名	合併処理浄化槽設置整備事業補助	
内 容	<p>合併浄化槽（10人槽以下）を設置しようとする方に助成します。 対象地域は、公共下水道処理区域を除く町内全域です。</p>	
対 象 者	要綱等	合併浄化槽を設置しようとする個人
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<p>5人槽 65万円 7人槽 80万円 10人槽 110万円</p>	
補 助 率	設置経費の1/2以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	施設課 業務係 電話：0156-64-0529 （内線）173	

【環境・緑化・景観分野】

制 度 名	民有林振興事業補助	
内 容	森林施業を行う者に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に山林を保有している町民（未来につなぐ森づくり推進事業については町外在住者も対象）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	未来につなぐ森づくり事業～ 道が算出する標準経費の26% 造 林～ 64,000 円/ha 除間伐～ 11,000 円/ha 下草刈～ 10,000 円/ha	
補 助 率	未来につなぐ森づくり事業～ 定率 造林、除間伐、下草刈～ 定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課林務係 電話：0156-64-0525 （内線）129	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	乳幼児等医療費助成	
内 容	中学生までの乳幼児・児童・生徒に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要綱等	満15歳に達する日以後最初の3月31までの者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	なし	
補 助 率	保険対象医療費の自己負担分全額（入院時食事代を除く）	
申 請 期 間	医療を受けた日から2年以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホームページ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/iryonenkin/nyuyojiiryo	

制 度 名	未熟児養育医療	
内 容	医療を必要とする未熟児に対して、医療費を助成します。	
対 象 者	要綱等	未熟児であって医師が入院養育を必要と認めたもの
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：64-0533 （内線）226	

制 度 名	ひとり親家庭等医療費助成	
内 容	ひとり親家庭に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要綱等	ひとり親家庭、もしくはこれに準ずる母、父、子 ※所得制限があります。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	保険対象医療にかかる自己負担を初診料もしくは1割負担とします。 （入院時食事代を除く）。ただし母父は入院のみ対象となります。	
申 請 期 間	医療を受けた日から2年以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホームページ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/iryonenkin/hitorioya	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	重度心身障がい者医療費助成	
内 容	一定の障害を持つ方に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要綱等	身体障害者手帳 1・2 級及び 3 級の一部（内部障害） ※所得制限があります
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	なし	
補 助 率	保険対象医療にかかる自己負担分を初診料もしくは 1 割負担とします。 （入院時の食事代は除きます）	
申 請 期 間	医療を受けた日から 2 年以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホームページ	http:// www. shintoku-town. jp/kurashi/iryonenkin/judo	

制 度 名	特定健診	
内 容	メタボリックシンドロームに着目した健診で、早期に糖尿病等の病気の予防のため、健診と保健指導を実施します 健診内容：特定健診、内臓脂肪 CT 検診、詳細健診、貧血、眼底、心電図（医師が必要と認めた場合）	
対 象 者	要綱等	① 20 歳～39 歳、40 歳～74 歳までの国民健康保険加入者 ② 75 歳以上
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自己負担額	特定健診：69 歳以下 1,300 円 70 歳以上 無料 内臓脂肪 CT：1,000 円	
補 助 率	特定健診の健診料金 ・ 69 歳以下は、5,650 円のうち 4,350 円助成、 ・ 70 歳以上は全額助成 ・ 詳細健診 医師が必要と認めた場合は 2,680 円全額助成 ・ 内臓脂肪 CT 3,000 円のうち 2,000 円助成	
申 請 期 間	6 月～2 月	
決 定 時 期	6 月、9 月、11 月、2 月の 12 日間 内臓脂肪 CT は 6 月・11 月のみ	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	
ホームページ	http://www. shintoku-town. jp/kurashi/fukushi/kensin	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	各種がん検診事業				
内 容	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の費用に対し一部を助成します。				
対 象 者	要 綱 等	30歳以上の町民（胃がん、肺がん（X線）、大腸がん） 50歳以上の町民（前立腺がん、肺がん（CT））			
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
自 己 負 担 額	項 目	補 助 額		自 己 負 担 額	
		69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上
補 助 率	胃がん	3,300	4,400 円	1,900円	800円
	肺がん（X線）	930円	1,230 円	600円	300円
	肺がん（CT）	5,000 円	6,500 円	3,000円	1,500 円
	喀痰検査	1,890 円	2,390 円	1,000円	500円
	大腸がん	1,630 円	2,230 円	1,000円	400円
	前立腺がん	1,625 円	2,225 円	1,000円	400円
	申請期間	6月～2月			
決定時期	6月、9月、11月、2月の12日間（肺がんCTは6月、11月のみ） 前立腺がん検診は、町内医療機関にて通年実施も可能				
担当課係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226				

制 度 名	PETがندوق検診費用補助			
内 容	北斗病院で実施するPETがندوقに係る費用に助成します。			
対 象 者	要綱等	30才以上の町民		
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
上 限 額	検診料金60,000円のうち10,000円を町が助成。 （同一年度内での脳ドックとの併用補助は不可）			
補 助 率	定額			
申請期間	随時			
決定時期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき			
担当課係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226			

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	脳ドック健診	
内 容	北斗病院、帯広厚生病院での脳ドック健診に係る費用に助成します。	
対 象 者	要綱等	30才以上の町民
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	健診料金 20,000円のうちの10,000円を町が負担 (同一年度内でのPETがんドックとの併用補助は不可)	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 (内線) 225・226	

制 度 名	乳がん、子宮がん検診費用補助	
内 容	女性特有のがん検診の費用の一部を助成します。 対象となる検診は町内で実施する集団検診と、契約医療機関で行う以下の検診です。 ・乳がん（マンモグラフィ、触診） ・子宮がん（頸部がん検査、超音波検査 必要に応じて体部がん検査）	
対 象 者	要綱等	乳がん 40歳以上の町民で町税を完納している者 子宮がん 20歳以上の町民で町税を完納している者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	検診自己負担額以外の費用を補助します。	
	乳がん 自己負担額	
	40歳～49歳	50歳～69歳
	2,400円	2,000円
	70歳以上	900円
自 己 負 担 額	子宮がん自己負担額	
		69歳以下
	子宮がん	800円
	体部	400円
	超音波	500円
補 助 率	定額	
申 請 期 間	・集団検診（8月、3月の年2日間実施）は、申し込み時。 ・個別検診は随時	
決 定 時 期	・集団検診は申し込み時。 ・個別検診は随時	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 (内線) 225・226	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	妊婦健康診査	
内 容	妊婦の方の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来るよう妊婦健診費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に居住する妊婦、町税を完納している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	母子手帳交付時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu	

制 度 名	特定不妊治療費助成	
内 容	体外受精及び顕微授精の特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、通算5年、10回までを限度とし治療費を助成します。	
対 象 者	要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱で定められた対象者で、同助成金の交付決定を受けた者のうち、町内に住所を有している者。ただし、同一の治療に対して他の市町村から同種の給付を受けた者、又は受ける予定の者を除きます。 ・ 北海道が指定した医療機関において不妊治療を受けている者のうち、特定不妊治療を受けた者 ・ 町税を完納している者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1回あたり7万5千円を限度。	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時。北海道が交付を決定した日から起算して3月以内。	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	新得高校骨粗しょう症検診	
内 容	新得高校生を対象に、生活習慣改善を目的に骨粗鬆症検診、個別栄養指導、集団健康教育を実施しています。	
対 象 者	要綱等	新得高校1年生、前年度に経過観察となった2、3年生
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	100%	
申 請 期 間	8月末頃	
決 定 時 期	8月末頃	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	

制 度 名	インフルエンザワクチン予防接種助成	
内 容	インフルエンザの感染による死亡者・重症者の発生をできるだけ減らすために、町が委託する医療機関・施設の医師により実施するインフルエンザワクチン予防接種を受けた者に対し、接種費用を助成します。	
対 象 者	要綱等	町内在住の 生後6ヶ月～高校生、生活保護世帯、65歳以上の方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1,000円、生活保護世帯は接種料全額	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	高齢者（65歳以上）	11月～12月末まで
	高齢者以外	10月末頃から翌年3月末まで
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	肺炎球菌ワクチン予防接種助成	
内 容	肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防し、高齢者の健康の保持増進を図ることを目的に接種費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	・町内在住の接種日現在65歳以上の方 ・町税を完納している方 ・過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けたことのない方 ・町が委託する医療機関で予防接種を受けることができる方 ・肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適用がない方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	3,500円、生活保護世帯は接種料全額	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	結核検診費用補助	
内 容	結核の早期発見のため、町内に住む65才以上の町民に対し年一回、町内巡回検診を受ける際の費用を助成します。	
対 象 者	要綱等	65才以上の町民
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	検診料580円の全額補助	
補 助 率	100%	
申 請 期 間	検診当日会場にて受付け	
決 定 時 期	当日	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

制 度 名	肝炎ウイルス検査費用助成	
内 容	特定健診時に実施するB型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査の費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	・20歳以上の町民で、過去に同補助を利用して検診を受けたことの無い方 ・町税を完納していること
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自己負担額	検診自己負担以外の費用を助成します。 69歳以下の自己負担額 1,000円、70歳以上無料	
補 助 率	69歳以下は健診料金2,460円のうち、1,460円助成 70歳以上は2,460円全額助成	
申 請 期 間	特定健診申し込みと同時に受付け	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

制 度 名	エキノコックス症検診費用助成	
内 容	集団検診時に実施するエキノコックス症検査（血液検査）の検診費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	小学校3年生以上の希望者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自己負担額	検診自己負担以外の費用を助成します。 69歳以下の自己負担額 200円、70歳以上の自己負担額100円	
補 助 率	69歳以下は健診料金1,150円のうち950円助成 70歳以上は健診料金1,150円のうち1,050円助成	
申 請 期 間	特定健診と同時に受付け	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	振動障害特殊健康診断助成	
内 容	チェーンソー等を使用する林業関係者等の作業従事者が、振動障害の早期発見のため受診する振動障害特殊健康診断の費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	振動障害特殊健康診断助成金交付要綱
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1人あたり 3,000円 1年度1人1回	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	健診の受診日より起算して3ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）136	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/shigoto/shindoushougai	

制 度 名	乳幼児歯科検診・フッ素塗布補助事業	
内 容	乳幼児の虫歯を減らす目的で、町内の歯科医院にて、歯科検診、フッ素塗布を受ける費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	町内在住の1歳から就学前の幼児
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	自己負担以外の費用を年間三回まで全額補助します。 自己負担一回につき400円。	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/nyuyouji/yobousesshu	

制 度 名	集団フッ素塗布	
内 容	1歳6ヶ月児・3歳児健診対象者に、健診実施時、希望した者に対し無料で歯科検診と同時にフッ素塗布が受けられます。	
対 象 者	要綱等	1歳6ヶ月児・3歳児健診受診者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	フッ素塗布費用の全額を補助	
補 助 率	100%	
申 請 期 間	1歳6ヶ月児・3歳児健診時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	成人歯科検診	
内 容	成人の虫歯・歯周病の早期発見、予防のため、歯科検診の費用の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	・ 町内に居住し、現在歯科医院で治療を受けていない満20歳以上の方。 ・ 町税を完納していること。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自己負担額	500円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	6月、11月の各2週間、事前に各歯科医院に予約	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	妊婦歯科検診	
内 容	妊婦の虫歯・歯周病を予防し、安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦期の歯科検診の費用を助成します。	
対 象 者	要綱等	町内に居住する妊婦、町税を完納している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自己負担額	500円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	

制 度 名	医療体制確保支援補助事業 （医療確保対策支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、医師の雇用に係る費用について助成します。	
対 象 者	要綱等	町内において十年以上経営している医科及び歯科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	・ 町内で19床の入院病床を運営する診療所において、複数の医師を常勤医として雇用した場合、二人目以降の医師一人当たり毎月2,000,000円。 ・ 補助を開始した日から五年間を限度とする。	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	医療体制確保支援補助事業（入院病床確保支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、入院病床をもつ医療機関に対し助成をします。	
対 象 者	要綱等	町内において十年以上経営している医科及び歯科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で19床の入院病床を運営する診療所に対し、毎月1床当たり75,000円 ・ 補助を開始した日から5年間を限度とする。 	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）226	

制 度 名	医療体制確保支援補助事業（医療施設及び機器等支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、医療施設や機器等の整備に係る費用に対し助成をします。	
対 象 者	要綱等	町内において十年以上経営している医科及び歯科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所において、施設の改修及び設備の整備並びに更新に対する助成。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医科医療施設及び設備に対しては、期間5年間で30,000,000円を限度とし、全額助成します。 ② 歯科医療施設及び設備に対しては、期間5年間で20,000,000円を限度とし、全額助成します。 ・ 施設及び整備等の対象は、一件当たり2,000,000円を超えるものとします。 	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）226	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	保健・医療・福祉資金貸付金	
内 容	町民の保健、福祉の増進及び医療機関の確保、充実を図るために事業を行う個人、または法人等に対し、資金を貸付します。	
対 象 者	要綱等	町民に円滑な保健、医療、福祉サービスの提供を図る事を目的とした事業を行う個人または法人等
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	・ 貸付金額は一件につき3,000万円以内で無利子。	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	通院バス交通費補助	
内 容	屈足から新得地域の医科、歯科診療所に通院する際に係る交通費を助成します。	
対 象 者	要綱等	・ 通院目的に指定した路線バスを利用する屈足地域の町民。 ・ 町税を完納していること。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	路線バス一回乗車につき成人260円、小児130円助成	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226・227	

制 度 名	通所費補助制度	
内 容	近隣に保育所がなく、遠距離から通所する家庭の負担軽減を図るため、片道4km以上の方に対し、燃料代を助成します。	
対 象 者	要綱等	通所距離が片道4km以上の幼児の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	自動車で2往復するのに要する燃料使用量に燃料単価（4月1日の単価）を乗じた額の1/2（燃料消費は、1ℓ当たり10km走行するものとして計算）	
申 請 期 間	年2回（10月・3月）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	児童保育課 総務係 電話：0156-64-6940	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	子ども発達支援センター通室費補助制度	
内 容	発達支援が必要な幼児及び児童が、子ども発達支援センターに通室することに係る家庭の負担軽減を図るため、片道4 km以上の方に対し、運賃又は燃料代を助成します。	
対 象 者	要綱等	通室距離が片道4 km以上の幼児及び児童の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	路線バスを利用する方 — 運賃 自家用車を使用する方 — 職員の旅費に関する規定により算出したキロ数に25円を乗じた額	
申 請 期 間	年2回（9月・3月）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	児童保育課 総務係 電話：0156-64-6940	

制 度 名	パパママサポート事業	
内 容	産前・産後の体調管理が必要な期間、家事や育児支援を希望する家族に対し、支援を行う者（パパママサポーター）が依頼者宅のご家庭に伺って簡単な家事支援や育児のお手伝いをします。	
対 象 者	要綱等	町内に居住する妊婦及び産婦とその家族
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定なし	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時。支援を必要とする日の1か月前から7日前までの間。 （平成25年8月より「ファミリーサポート事業」に移行）	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	障がい児日中一時支援事業所運営補助	
内 容	障がい児を対象とした障がい児日中一時支援を運営する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を助成します。	
対 象 者	要綱等	障がい児に対して、放課後等における遊び、日常生活における基本的な動作の指導、創作的活動の機会の提供及び身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な活動をおおむね週5日以上行う事業所を町内に設置している者で、町税条例第3条に規定する町税を完納している者。
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	利用対象者障がい児数が3人以上 年額 988,000 円 利用対象者障がい児数が1～2人 年額 494,000 円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課福祉係 電話：0156-64-0533（内線）223	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/files/material/201204syougaisyananbyou201204.pdf	

制 度 名	身体障害者運転免許取得費補助	
内 容	本町に居住する身体障害者が自動車運転免許を取得する場合において、係る費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳3級以上の者 2) 町民税非課税世帯 3) 免許の取得により自立更生の促進が図られると認められる者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	103,000 円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	免許の取得前又は取得後6ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課福祉係 電話：0156-64-0533（内線）223	
ホームページ	http://www.shintoku-town.jp/files/material/201204syougaisyananbyou201204.pdf	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	身体障害者自動車改造費補助	
内 容	身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用に対し助成します。	
対 象 者	要綱等	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者 2) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者 3) 改造補助を行う月の属する前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	100,000円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	改造前又は改造後6ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課福祉係 電話：0156-64-0533（内線）223	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shintoku-town.jp/files/material/201204syougaisyananbyou201204.pdf	

制 度 名	介護サービス利用者負担軽減事業費補助	
内 容	低所得で生計が困難な方等に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額の軽減（4分の1）を行うことに対し、軽減総額の2分の1を助成します。	
対 象 者	要綱等	社会福祉法人等
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（社会福祉法人）
上 限 額	利用者負担額の4分の1（利用者）	
補 助 率	利用者への助成→利用者負担額の4分の1を軽減（社会福祉法人が実施） 社会福祉法人等への助成→利用者負担総額のうち軽減総額の1%を超えた額の2分の1を助成（4月～3月）	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 介護保険係 電話：0156-64-0533（内線）224	

【保健・医療・福祉分野】

制 度 名	高齢者見守りふれあい支援員事業	
内 容	一定の研修を受けた有償ボランティアのふれあい支援員が高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手をするにより、利用者が安心して在宅での暮らしを継続できるよう支援します。	
対 象 者	要綱等	要支援または要介護認定を受けている方で、閉じこもりや何らかの認知症状がある方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	利用料 1時間あたり利用者負担額 100円 ※原則として 週2回 1回2時間まで利用可能です。	
補 助 率	・利用料1時間あたり400円	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係 電話：0156-64-0533 （内線）227	

制 度 名	成年後見制度利用促進支援事業 市長村長申し立て制度	
内 容	成年後見制度の審判請求を家庭裁判所に申し立てするにあたり、親族の申し立てが困難な場合に市町村長を申し立て人として審判請求する制度です。	
対 象 者	要綱等	新得町成年後見制度利用促進事業実施要綱に基づく。 以下のことを基に対象者の判定を行う。 （1）判断能力の程度と日常生活の支援の必要性 （2）審判請求による効果と他諸制度利用による支援方策 （3）配偶者及び二親等内親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無 （4）前号に規定する親族以外の親族による本人保護及び審判請求の見通し （5）その他、町長が確認を必要とする事項
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	審判請求料実費 ※但し、町が負担した審判請求費用に関し、本人または関係者が負担すべき事情があると判断した時は上申し、審判請求費用を求償する場合があります。	
補 助 率	請求費用実費以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係 電話：0156-64-0533 （内線）227	